

教育相談体制充実のための手引き

～「チーム学校」での組織的な対応に向けて～

令和7年2月

佐賀県教育委員会

目 次

1 はじめに	1
2 教育相談の基本的な考え方	1
3 校長の役割	2
4 教育相談コーディネーター	2
5 校内チーム	4
6 学校外の専門機関等と連携したチーム	5
7 教育相談活動の全校的展開	
(1) 全ての児童生徒を対象とした教育相談	6
(2) 早期発見	7
(3) スクリーニング会議	8
(4) リスト化と定期的な情報更新	8
(5) ケース会議	9
(6) 個別の支援計画	9
(7) グループ面談	9
(8) 関係機関を含めた学校内外のネットワークによる支援	9
8 教育相談のための教職員の研修	10
9 教育相談活動の年間計画及び教育相談体制の点検・評価	10
10 取組事例	11
11 参考	
(1) 県内の関係機関	13
(2) 心の相談窓口	14
(3) 研修等に活用できる参考資料	15

1 はじめに

令和6年1月に策定された「佐賀教育大綱 Vol.3」には、子どもたちが多様な経験を通してたくましく成長していけるよう、「子どもたちの考えを尊重し、失敗を恐れない挑戦を応援していきたい」というメッセージが込められています。

子どもたちがトライ＆エラーを重ねながら成長していくために、各学校においては、誰もが、それぞれの個性や多様な価値観が尊重され、安心して学ぶことができる学校づくり「さがすたいるスクール」の推進が求められています。

近年、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、児童虐待等の件数が増加傾向にある中、「さがすたいるスクール」の推進に向けては、学校関係者が一丸となって組織的に対応していけるよう、教育相談体制の充実を図る必要があります。

本手引きには、文部科学省からの通知や生徒指導提要等をもとに、「チーム学校」として組織的に対応していくためのポイントを掲載しています。管理職はもちろん、学校内の関係者で共通理解を図り、各学校における教育相談体制の見直しや一層の充実にご活用ください。

2 教育相談の基本的な考え方

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通しています。生徒指導と教育相談を一体化させて、学校全体で組織的な取組を進めることが必要です。

教育相談は、生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められ、その際、チームの要となる「**教育相談コーディネーター**」の役割が重要です。

児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、SCやSSWの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う「教育相談コーディネーター」を公務分掌に位置付け、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要があります。

3 校長の役割

校長は、児童生徒や地域の実態を踏まえ、学校の教育目標を示し、「チーム学校」のリーダーとして教職員及び SC、SSW 等の意識や取組の方向性の共有を図るとともに、学校の教育目標の実現に向かって学校を運営し、教職員、SC 及び SSW が一体となった教育活動が行われるようにすることが重要です。また、設置者が定めている方針を理解し、教職員にも周知しておく必要があります。

さらに、教育相談を学校運営の中に位置付け、教職員が児童生徒をしっかりと受け止め、学習指導、生徒指導、進路指導のそれぞれの場面において適切な指導と援助を行っていくことができるよう、環境の整備や教職員への指導・助言等、以下のことを行う必要があります。

学校内	○教職員、SC 及び SSW 等の関係者が連携した教育相談体制づくり ○学校、学級及び児童生徒のかすかな変化を見逃さない体制づくり ○教育相談コーディネーターの配置・指名 ○支援計画及び教育相談体制の点検・評価の実施 ○教職員への理解の促進 ○活動環境の整備
学校外	○「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した学校内、学校間、関係機関との情報の共有と連携 ○関係機関や地域全体との連携体制づくり

4 教育相談コーディネーター

教育相談コーディネーターは、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える課題解決に向けて調整することが求められます。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付け、校務分掌においてもその旨を明確にすることが必要です。

教育相談コーディネーターの配置・指名には、担当教員を追加で配置するほか、教育相談主任等が担当したり、副校長、教頭及び主幹教諭や養護教諭又は特別支援教育コーディネーターが兼ねたり、複数の教職員がこの役割を担ったりするなど、学校の実情に応じ柔軟な対応が考えられます。

なお、教育相談コーディネーターを担当する教員については、学校の実情に応じ、授業の持ち時数の考慮、学級担任以外の教職員とするなどの配慮が必要です。

教育相談コーディネーターの担う主な職務内容として、次頁の8つがあります。各学校においては、次頁の職務内容を参考に、教育相談コーディネーターが校内で機能するよう、一定の役割を与えることが必要です。

《教育相談コーディネーターの主な業務》

1	SC、SSWの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にSC、SSWの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要である。
2	気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の開催	各教員から気になる事例があがるように工夫し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、SC、SSWなどのメンバーと共に事例の洗い出し、第一次的な方向性決定を行う。
3	SC、SSWとの連絡調整	児童生徒の抱える問題に応じて、SC、SSWも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。SC、SSWの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行う。
4	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、SC、SSWの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案する。
5	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。
6	個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。
7	ケース会議の実施	児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。
8	校内研修の実施	SC、SSWの役割や、学校としての活用方針等を研修会の場などを利用して、全教職員に共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要である。

参考：「児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」平成29年1月 文部科学省より

5 校内チーム



チームとして活動する際には、校内の指揮監督の下にあるメンバーで構成される校内チームが基本となります。校内チームは、目的によって二種類に分類されます。

- ① 機動的に支援を実施するために、担任と教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭などを中心に構成される比較的少人数の支援チームです。
- ② 児童生徒理解や支援方針についての共通理解を図ることを目的とし、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等に、SC、SSWを加え、さらに、学年主任や生徒指導主事などの各分掌の主任等を含む比較的多様なメンバーで構成される支援チームです。

「生徒指導部会」、「教育相談部会」、「スクリーニング会議」、「ケース会議」などがこれに相当します。発達支持的生徒指導や課題未然防止教育の観点で開かれる会議に、教育相談コーディネーターや SC、SSW が参加し、ニーズを検討し、必要な活動を共に考え、年間計画を立てることも重要です。

佐賀県教育委員会では、「スクールカウンセラーガイドライン」及び「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」を作成しています。これらを参考に、SC 及び SSW の効果的な活用のための「活動方針等に関する指針」の策定や見直しを行い、教育相談の更なる充実を図ることが大切です。各ガイドラインに示す SC 及び SSW の業務内容（役割）については、次頁のとおりとなっています。それぞれ効果的な活用ができているか確認してください。



《SC 及び SSW の業務内容》

SC	心理的アプローチ ☐ 児童生徒へのカウンセリング ☐ 保護者への助言・援助 ☐ 児童生徒集団、学級や学校等集団に対するアセスメントと助言・援助 ☐ 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に関する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施 ☐ 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、ヤングケアラー、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助 ☐ 教職員に対するコンサルテーション ☐ 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施	SC ガイドライン 
SSW	福祉的アプローチ ☐ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ☐ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ☐ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 ☐ 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供 ☐ 教職員等への研修活動	SSW 活用 ガイドライン 

6 学校外の専門機関等と連携したチーム

学校外には、児童生徒の支援を目的に活動している団体や施設があります。その活動に関する様々な情報を把握し、地域と協力して校外のネットワークを活かしたチーム支援を進めることも大切です。

緊急性の高い事態が発生し、校内だけでは対応が難しい場合には、管理職を含めたケース会議を開き、外部機関等との連携の可能性を探ります。その際には、情報の齟齬によって対応にずれが生じないように、外部との連絡なども含め教育相談コーディネーターが情報を一元的に管理することが必要になります。そのためにも、各学校においては、教育相談コーディネーターが自由に動けるような体制を整えておくことが重要です。

《主な関係機関》

福祉関係機関	児童相談所、福祉事務所、自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ、児童館、保育所、児童福祉サービス事業所（放課後等デイサービス等）、発達障害支援センター等
保健医療関係機関	保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院
刑事司法関係機関	警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司、少年警察ボランティア
教育関係機関	教育支援センター、教育相談室、民間教育団体、民間教育施設、転出入元・先の学校、幼稚園
団体	臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、弁護士会
教育委員会内	家庭教育支援チーム（支援員）、土曜学校など学習支援、地域学校協働本部の地域コーディネーター、学校ボランティア、近隣の小・中学校・特別支援学校 等

※県内の主な関係機関については、13ページをご参照ください。

7 教育相談活動の全校的展開

（1）全ての児童生徒を対象とした教育相談

「生徒指導提要」において、全ての児童生徒を対象に、様々な資質や能力の積極的な獲得を支持する教育相談活動のことを「発達支持的教育相談」といいます。「発達支持的教育相談」は、個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言えます。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、通常教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することも重要です。例えば、特別活動では、「望ましい人間関係の形成」、「協働的な問題解決能力の育成」などを目的とする活動が行われます。教科学習においても、対人関係スキルや協働的な問題解決力を身に付けることのできる学びが実施されます。こうした活動の発達支持的な側面に着目し、教育相談の考え方を意識しながら教育実践を行うことが求められます。

また、全ての児童生徒を対象として、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談である「課題未然防止教育」も重要です。例えば、全ての児童生徒を対象に、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムを、SCの協力を得ながら生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担当等を中心に実践する取組などが挙げられます。

さらに、児童生徒や保護者に対し、SCやSSWへの相談ができることに加え、「心の相談窓口」を配布し、県や各種団体等が設置している相談窓口を周知しておくことも大切です。

「心の相談窓口」一覧

※毎年更新されます



(2) 早期発見

ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われる教育相談において、早期発見の方法としては、代表的なものに以下のようなものがあります。児童生徒が危機のサインを表出するのを待つだけではなく、教職員が積極的に危機のサインに気付こうとする姿勢を持つことが大切です。

《早期発見の方法》

1	丁寧な関わりと観察	以下のようなサインに気付いた場合には、背後に何らかの問題が隠れている可能性を想定して対応することが求められます。 ・ 学業成績の変化（成績の急激な下降等） ・ 言動の変化（急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる、つき合う友達が変わる等） ・ 態度、行動面の変化（行動の落ち着きのなさ、顔色の優れなさ、表情のこわばり等） ・ 身体に表れる変化（頭痛、下痢、頻尿、原因不明の熱等）
2	定期的な面接	5分程度の面接であっても、継続することにより、「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用します。面接に当たっては、受容的かつ共感的に傾聴することを心がけ、児童生徒理解に努めることが重要です。
3	作品の活用	児童生徒の日記、作文、絵などは、そのときの心理状態、自尊感情の有り様、発達の課題などに関する有益な情報を含んでいます。気になる作品等があれば、写真におさめて記録に残したり、他の教職員やSCと一緒に検討したりすることも大切です。
4	質問紙調査	観察や面接などで見落とした児童生徒のSOSを把握するために有効な方法と言えます。観察では友人関係に問題がないと思われていた児童生徒へのいじめが発覚し、改めて質問紙調査を確認すると実は課題が示されていたというような事例も見られます。観察等と組み合わせた質問紙調査を行うことで、より深い児童生徒理解が可能になります。

(3) スクリーニング会議

早期対応の方法として、スクリーニング会議があります。教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、SSWなどが集まり、リスクの高い児童生徒を見いだし、必要な支援体制を整備するために開催する会議です。

悩みや不安を抱える児童生徒を広く網に掛けるようにスクリーニングし、会議で取り上げることににより、児童生徒のリスク要因を理解し意識的に見守る教職員の目が増えるようになります。欠席日数、遅刻・早退の回数、保健室の利用回数など、スクリーニングにかける際の基準を決めておくことと、学級・ホームルーム担任以外も対象の児童生徒を認識しておくことが重要です。そうすることで、学校・ホームルーム担任の抱え込みなどによる支援の遅れを防ぐことができます。

また、様々な気づきを出し合う中で、支援・指導の方向性を暫定的に決定します。

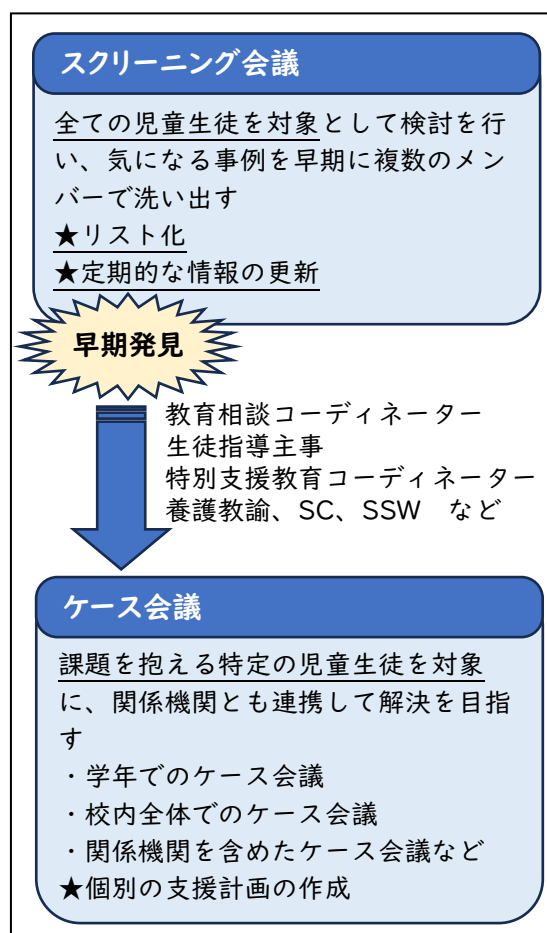
《支援・指導の方向性の例》

A：教員の関与	担任が毎日必ず該当の児童生徒に個別におはようと声をかける、担任以外の教員が何等かの声をかけるなど、できることを決定
B：地域資源の活用	地域学校協働活動やコミュニティスクールとして実施している熟議やふれあいルームなどの活用、子ども食堂や学習支援の活用
C：専門機関の活用	児童相談所や教育センター、少年相談保護センターなどの活用

※「スクリーニング活用ガイド」文部科学省より

(4) リスト化と定期的な情報更新

身体面、心理面、対人関係面、学習面、進路面などの領域で気になる児童生徒を全てリスト化し、定期開催される「スクリーニング会議」で確認し、リストの情報をアップデートします。その中でも、特に集中的な関わりの必要性があると判断された児童生徒は、「ケース会議」に付託され、必要に応じてチーム支援が実行に移されることになります。



(5) ケース会議

「ケース会議」とは、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象として行われる教育相談です。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SC や SSW の専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指します。その際、学校外のネットワークを活用して、関係機関と連携・協働することが重要です。

なお、学級・ホームルーム担任が自らの指導力不足であるという責任を感じて追い込まれている場合も見られますので、学級・ホームルーム担任を支える観点も不可欠です。

(6) 個別の支援計画

「ケース会議」の対象となる援助ニーズの高い児童生徒について、アセスメントに基づくプランニングを行い、具体的な支援策を明示するために作成されるものです。特定の様式はありませんが、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」が文部科学省ホームページからダウンロードできますので、参考にしながら各学校で使いやすいものを作成してください。

(7) グループ面談

早期対応の一つとして、「進路に関する悩み」や「SNS について」、「数学が分からない」などの特定のテーマで対象を募集したり、家庭状況や、欠席日数、遅刻・早退などのリスク要因の観点から対象者をピックアップしたりするなどして実施します。内容だけでなく、グループ面談を通した人間関係形成が、問題の未然防止に高い効果を持ちます。

(8) 関係機関を含めた学校内外のネットワークによる支援

各学級に一定数いるリスクの高い状態にある児童生徒（例えば、医療的ニーズや福祉的ニーズがある、保護者が精神疾患を抱えている、虐待や不適切な養育下にあるなど）に対しては、相談できる人的ネットワークや学校以外に安心できる居場所を見つけ、確保することが求められます。例えば、学校内においては、「**教育相談週間**」を設定し、児童生徒が担任以外にも希望する教職員と面談できるようにし、学校内で相談できる対象者を広げられるようにする取組が考えられます。また、学校外には、学習支援、生活支援、食事提供などに取り組む民間団体などがあります。SSW と連携して、社会資源を活用するためのネットワークを構築することも重要です。

8 教育相談のための教職員の研修

教育相談研修の目的は、学校の教育相談体制を十分に機能させることです。したがって、研修を計画する段階で、誰が、何をできるようにするための研修なのかを明確にすることが重要です。児童生徒の最も近いところにいるのは学級・ホームルーム担任であることから、研修を通して、以下のような内容についての基本的な理解を身に付けることが望めます。

- 発達障害や愛着などを含む心理的発達や社会的発達についての基本的な知識
- 学級・ホームルーム経営に生かせる理論や技法
- カウンセリングの基礎技法
- いじめや不登校についての基本的理解と予兆の現れ方
- スクリーニングの方法
- 社会性の発達を支えるプログラム（ソーシャル・スキル・トレーニング等）
- 自殺予防教育
- いじめ防止プログラム
- 性的マイノリティの児童生徒への配慮や支援の在り方 など

研修の計画に当たっては、学校の実情に応じて取り上げる課題に優先順位をつけるなどして、教職員の負担を考慮する必要があります。また、研修を行う場合に最も重要なことは、実際に改善につながる内容と方法を学べる研修を企画することです。実際の事例を取り上げて討議をしたり、演習やロールプレイを取り入れたりすることが有効です。

9 教育相談活動の年間計画及び教育相談体制の点検・評価

教育相談に関する校内組織は、学校種、学校の規模、職員構成、児童生徒の実態や地域性などを勘案し、実効的に機能する体制として構築されることが求められます。

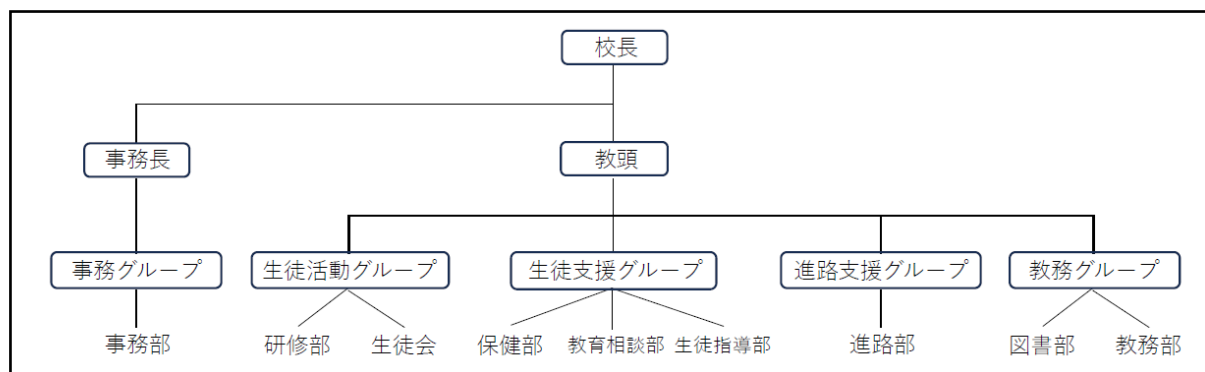
学校の教育計画全体の中に、教育相談の全体計画を位置付け、それに基づいて年間計画を作成します。その際、全ての児童生徒を対象とする「発達支持的教育相談」と「課題未然防止教育」は、年間計画に位置付けることが特に重要です。

また、教育活動はPDCAサイクルで展開されます。学校において、教育相談体制が児童生徒の安心した学校生活、家庭生活の維持・改善に資するものであるかを評価するため、児童生徒及び保護者からの意見聴取等を行い、利用者も含めた教育相談体制の見直しを必要に応じて行うことが重要です。

10 取組事例

「チーム学校」として組織的に対応していくための取組事例を掲載しています。以下の内容も参考に、管理職や学校内の関係者で話し合い、各学校の実情に応じた教育相談体制の充実にご活用ください。

① 校務分掌



② 「シェアシート」を活用した学年会議の開催

《シェアシート》

気になる児童生徒情報シェアシート（1年）															2025年4月						
No	組	番号	氏名	出身中	欠席 4月 (累計)	出席 4月 (累計)	遅刻 4月 (累計)	早退 4月 (累計)	部活動	生徒支援部	教育相談部	保健部	SC	外部機関	別室利用	リモート	注意科目	不登校の状態	合理的配慮 記載の観点 担当教諭	生徒状況・支援等	写真
1					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	〇〇部									0	〇 (先生)	[診断名・記載理由等]	担任で貼付 (生徒支援より)

不登校の状態

0	登校できる	外出できる	・ほぼ普通に登校している。
1			・遅刻、欠席がしばしばある。保健室、別室通いが多い
2			・別室利用が多い。
3			・半分以上欠席。
4	登校できない	外出できない	・学校以外への施設への定期的な参加ができる。
5			・比較的気軽に外出はできる。
6			・家庭内では安定しているが、外出は難しい
7			・部屋に閉じこもり、家族ともほとんど顔を合わせない

把握の視点

0	特に問題なし	「合配」なし
1	気になる言動がみられる	「合配」なし
2	多数の職員が受診の必要性を感じ、かつ問題行動があった。	「合配」あり
②	本人と保護者からの申し出があった。	「合配」なし
3	医師の診断があった。	「合配」あり
③	医師の診断があった。	「合配」なし
4	医師の診断があり、本人と保護者からの申し出があった。	「合配」あり
5	医師の診断があり、本人と保護者からの申し出があった。	「合配」なし
⑤	医師の診断があり、本人と保護者からの申し出があった。	「合配」あり

※ 発達障害の児童生徒を中心に、合理的配慮が必要な場合に、個別に支援を行う担当教諭を決める。

【記入上のお願ひ】

- 欠席・出席は、毎月確認をお願いします。（合計30日で、長欠生徒として県に報告します。）
月に3日以上欠席（連続・断続問わず）がある場合は、シェアシートに掲載してください。
- 「生徒支援部」以降は、関わりがある部分に「〇」を記入してください。
- 「外部機関」は病院名等を記入してください。
- 「リモート」は教育相談室でリモート授業受けていれば〇を記入してください。
- 「注意科目」は欠課時数がオーバーしそうな科目を記入してください。
- 「不登校の状態」と合理的配慮についての「把握の視点」は下の区分から、該当する番号を記入してください。

《活用の流れ》

1 気になる児童生徒について、3つにレベル分けをしながらシェアシート(以下、シート)に記入する。

毎月、校長及び教頭へシートを提出する。それをもとに、「レベル3」の児童生徒については、教育相談コーディネーターが必要に応じて説明を行い、今後の対応について指示を仰ぎ、現在の対応を継続してよいか確認を行う。

2 毎月1回「学年会議」を開催する。

参加者：教育相談部、生徒指導部、養護教諭
学年主任、担任 など

特に取り上げる児童生徒をピックアップして行う場合もある。

《3つのレベル》

レベル1	教職員で情報共有が必要なもの
レベル2	原則、学年団を中心に、注意深く観察や面談等を行いながら、何かあればすぐに情報共有を行い、対応を考えていくべきもの
レベル3	教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主事や保健部主任等を中心に、校長の指導のもと、学校全体でチームを作って対応すべきもの(関係機関との連携の含む)

《例》

	学年会議の流れ	「レベル2」の不登校傾向の児童生徒への対応例
1	シートを見ながら、レベル2、3の児童生徒を中心にアセスメントを行う。 (情報共有と見立て)	○担任面談の結果や保健室での様子などについて情報共有を行い、不登校傾向の要因について見立てを行う。 ・気持ちが沈みがちである。 ・英語の授業において、課題の提出状況が悪くなっている。 ・最近、家庭の状況に変化があった。 など
2	アセスメントに基づいて、支援方針を立てる。	○支援における目標を共有する。 ・まずは、気持ちが沈みがちな状態からの回復を目指す。 ・面談を通して、本人をSCにつなぎ、その後保護者にもSCへのカウンセリングを促す。(必要に応じて、医療機関へつなぐ。) ・欠席が3日連続したり、保護者の困り感が大きくなったりした場合は、すぐに教育相談コーディネーターへ報告する。
3	それぞれの役割分担を行う。	○担任…定期的に本人と面談を行いながら、保護者と電話連絡を密に行い、家庭での様子や保護者の困り感について把握する。 ○学年主任…関係職員へ本人の状況について伝え、指導する際の言葉の使い方などについての配慮をお願いする。 ○養護教諭…児童生徒が来室した際に話を聞き、教育支援部と情報共有を行う。児童生徒の状況に応じて、別室(校内教育支援センター)の利用を促す。

※希死念慮などが確認されれば「レベル3」へ

※不登校傾向がなくなれば「レベル1」へ

※経過観察を経て、全く問題がなくなればシートから名前をなくす。

参考

(1) 県内の関係機関

佐賀県教育センター	0952-62-2189 (電話相談専用)
佐賀県中央児童相談所	0952-26-1212
佐賀県北部児童相談所	0955-73-1141
佐賀県東部発達障害者支援センター「結」	0942-81-5728
佐賀県西部発達障害者支援センター「蒼空」	0952-37-1251
佐賀県精神保健福祉センター	0952-73-5060
保健福祉事務所 ○佐賀中部保健福祉事務所 ○鳥栖保健福祉事務所 ○唐津保健福祉事務所 ○伊万里保健福祉事務所 ○杵藤保健福祉事務所	0952-30-1691 0942-83-3579 0955-73-4187 0955-23-2101 0954-22-2105
佐賀県警察本部 少年サポートセンター	0952-24-1111
佐賀南警察署 佐賀北警察署 神埼警察署 鳥栖警察署 小城警察署 唐津警察署 伊万里警察署 武雄警察署 白石警察署 鹿島警察署	(代) 0952-23-6110 (代) 0952-30-1911 (代) 0952-52-2114 (代) 0942-83-2131 (代) 0952-73-2281 (代) 0955-72-2101 (代) 0955-23-3144 (代) 0954-22-2144 (代) 0952-84-2021 (代) 0954-63-1111
佐賀市青少年センター 唐津市青少年支援センター 伊万里市青少年センター	0952-24-2331 0955-74-1737 0955-221262
不登校に係る県内の関係機関等 ・教育支援センター ・フリースクール ・親の会 等	「保護者のための不登校対応支援ガイド～子どもたちが状況に応じた支援につながるために～」 参照  

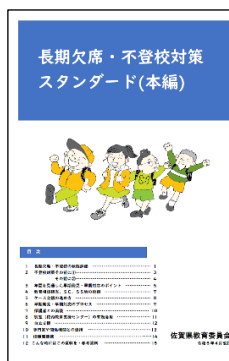
(2) 心の相談窓口

電話相談	
心のテレホン	0952-30-4989 (24時間)
いじめホットライン	0952-27-0051 (24時間)
24時間子供SOSダイヤル	0120-078-310 (24時間) ※相談窓口PR動画「君は君のままでいい」 https://youtu.be/CiZTk8vB26I
子どもの人権110番	0120-007-110 (平日8:30~17:15)
佐賀こころの電話	0952-73-5556 (平日9:00~16:00)
佐賀県自殺予防夜間相談電話	0120-400-337 (毎日23:00~5:00)
佐賀いのちの電話	0952-34-4343 (24時間)
ヤングテレホン (佐賀県警察少年サポートセンター)	0120-29-7867 (平日8:30~17:15)
チャイルドライン ※18歳までの子ども専用	0120-99-7777
よりそいホットライン	0120-279-338
児童相談所虐待対応ダイヤル	189
佐賀県ヤングケアラー専門相談 ダイヤル	090-9717-0566 ※相談無料 月・水・金11時から18時(土日・祝日・年末年始を除く)
外国人のための人権相談【法務省】 (Human Rights Counseling for Foreigners)	0570-090911 (平日9:00~17:00) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html
電話相談・来所相談	
佐賀県精神保健福祉センター	0952-73-5060 (平日8:30~17:15)
佐賀県教育センター	0952-62-2189 (電話相談専用ダイヤル 平日8:30~17:00)
保健福祉事務所(県内に5か所)	(いずれも、平日8:30~17:15) 5ページ参照
SNS等による相談	
生きづらびっと	LINE @yorisoi-chat 毎日 11:00~22:30 (22:00 まで受付)
こころのほっと チャット	LINE フェイスブック チャット @kokorohotchat 第1部 毎日 12:00~(15:00 まで受付) 第2部 毎日 17:00~(20:00 まで受付) 第3部 毎日 21:00~(23:00 まで受付)
あなたの いばしょ	オンラインのチャット相談(24時間) https://talkme.jp/
SNS人権相談	アカウント名:「SNS人権相談」 検索ID: @snsjinkensoudan

(3) 研修等に活用できる参考資料

内 容	資 料 名
いじめ	○子どもたちの SOS が聞こえますか？～いじめ問題の防止と解決に向けて～
不登校	○長期欠席・不登校対策スタンダード（本編）（資料編） ○不登校対策チェックシート （ゴールデンウィーク編）（夏季休業編） （冬季休業編）（学年末休業編） ○保護者のための不登校対応支援ガイド ～子どもたちが状況に応じた支援につながるために～ ○保護者のための子どもを支える関わり方のポイント ～子どもの心に寄り添い理解するために～ ○佐賀県内の教育支援センター
スクリーニング	○スクリーニング活用ガイド（文部科学省） ～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～
自殺予防教育	○SOS の出し方に関する教育 ～児童生徒の命を守るために学校で何ができるか～
生命（いのち）の安全教育	【教員向け 研修動画】 ○独立行政法人教職員支援機構「校内研修シリーズ」 子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」について https://www.youtube.com/watch?v=2xyH7RP_N7I 【児童生徒向け 動画教材】 ○幼児期向け https://www.youtube.com/watch?v=EHlYgZz7WjE ○小学校（低・中学年）向け https://www.youtube.com/watch?v=ddSdG7Doy7Q ○小学校（高学年）向け https://www.youtube.com/watch?v=MBMOWBRHDtk&feature=youtu.be ○中学校向け https://www.youtube.com/watch?v=jxSjFI Ts9fM&feature=youtu.be ○高校向け https://www.youtube.com/watch?v=DBqxs_KVlg&feature=youtu.be 幼児期向け 小学校(低・中学年)向け 小学校(高学年)向け 中学校向け 高校向け ○（参考）「生命（いのち）の安全教育」教材、指導の手引き等 https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

佐賀県不登校
関係資料集



《参考資料》

- 児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告） 文部科学省 平成２９年１月 教育相談等に関する調査研究協力者会議
- 児童生徒の教育相談の充実について（通知） 文部科学省 平成２９年２月３日
- 生徒指導提要 令和４年１２月 文部科学省